

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

本案は、赤羽幼稚園の位置を変更するものです。

【条例改正の背景】

幼稚園園舎等の新築工事に伴い、港区立赤羽幼稚園は港区立赤羽小学校の校舎内の一部を仮園舎として使用してきましたが、令和 8 年 7 月末に新築工事が完了することに伴い、幼稚園を新園舎に移転して運営を開始するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

港区立赤羽幼稚園の位置を変更します。

港区三田二丁目 6 番 2 号 → 港区三田一丁目 4 番 5 2 号

【施行期日】

教育委員会規則で定める日（令和 8 年 8 月 10 日予定）

【位置図】

